

平成30年度

環 境 騒 音 及 び
交 通 騒 音 ・ 振 動 調 査 報 告 書

令和2年2月

長 崎 県 環 境 部

目 次

第1部 平成30年度環境騒音調査結果

I 調査目的	1
II 調査概要	
1 調査実施機関及び調査の種類	1
2 調査期間	1
3 調査地域及び調査地点	1
4 測定方法等	3
III 調査結果	
1 騒音レベルの状況	3
2 環境基準の適合状況	3

第2部 平成30年度自動車騒音・道路交通振動調査結果

I 調査概要	
1 調査実施機関	6
2 調査地点	6
3 調査方法	7
II 調査結果	
1 自動車騒音（環境基準関係）	8
2 自動車騒音（要請限度関係）	8
3 道路交通振動	12
III まとめ	14

第3部 平成30年度航空機騒音調査結果（長崎空港・大村飛行場周辺）

I 長崎空港周辺	
1 長崎空港の現況	15
2 調査の概要	18
3 調査結果	20
4 まとめ	20

II 大村飛行場周辺

1 大村飛行場の現況	2 0
2 調査の概要	2 1
3 調査結果	2 2
4 まとめ	2 3

参考資料

(騒音に係る環境基準)

1 環境基準	2 4
2 騒音に係る環境基準の類型指定状況	2 5

(自動車騒音・道路交通振動、航空機騒音関係)

1 自動車騒音の要請限度	2 7
2 道路交通振動の要請限度	2 8
3 航空機騒音に係る環境基準	2 9
4 自動車保有台数の推移	3 1

測定結果

付表1 平成30年度環境騒音定点測定結果	3 2
2 平成30年度自動車騒音測定結果（環境基準関係）	4 2
3 平成30年度自動車騒音測定結果（要請限度関係）	4 3
4 平成30年度道路交通振動測定結果	4 5

第1部

環境騒音調査結果

第1部 平成30年度環境騒音調査結果

I 調査目的

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものであり、行政施策を推進するうえでの目標となる。

本県では、昭和58年度より騒音に係る環境基準の類型指定を主要な区域から順次実施し、平成31年3月31日現在、13市7町において類型指定を行っている。

なお、環境基本法の改正により、平成24年4月1日から市の区域についてはそれぞれの市が、町の区域については県が類型指定を行っている。

これらの類型指定地域における環境騒音の現況と経年的な動向を把握することを目的として、5市2町が測定を実施した。

II 調査概要

1 調査実施機関及び調査の種類

調査の種類	実施機関（関係市町）
定点調査	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、 長与町、時津町（5市2町）

2 調査期間

調査名	市町名	調査期間	市町名	調査期間
定点調査	長崎市	H30. 4.19～H30. 6.26	大村市	H30.10.23～H31. 3.20
	佐世保市	H30.10. 9～H31. 1.16	長与町	H30.11. 6～H30.11.29
	島原市	H31. 1.24～H31. 2.27	時津町	H30.12.12～H31. 2.20
	諫早市	H30. 5.15～H31. 3.27		

3 調査地域及び調査地点

市町ごとに各類型指定地域を代表する159地点（A 類型:55、B 類型:53、C 類型:49地点、その他:2地点）について、環境騒音の調査を実施した。

各市町の調査地点数は表1-1及び表1-2に示すとおり。

表1-1 各類型区分の調査地点数

類型区分	都市計画区域 用途区域	長 崎 市	佐 世 保 市	島 原 市	諫 早 市	大 村 市	長 与 町	時 津 町	計	
A 類型	第1種低層住居専用地域	6	3	1	5	4	7	4	30	55
	第2種低層住居専用地域									
	第1種中高層住居専用地域	8	5	1	1	2		3	20	
	第2種中高層住居専用地域					3			3	
	用途地域外	1			1				2	
B 類型	第1種住居地域	14	5	1	2	9	2	6	39	53
	第2種住居地域									
	準住居地域	2	2						4	
	用途地域外	3		1	6				10	
C 類型	近隣商業地域	4	2		1	1	2		10	49
	商業地域	8	9	1	1		1	1	21	
	準工業地域	2	3	1	2	6		1	15	
	工業地域	2		1					3	
	用途地域外									
その他			2						2	2
合 計		50	31	7	19	25	12	15	159	

表1-2 調査地点数の推移

年度 市町名	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	A 類型	B 類型	C 類型	計	A 類型	B 類型	C 類型	計	A 類型	B 類型	C 類型	計	A 類型	B 類型	C 類型	計	A 類型	B 類型	C 類型	計
長 崎 市	15	19	16	50	15	19	16	50	15	19	16	50	15	19	16	50	15	19	16	50
佐世保市	16	9	18	43	8	7	14	29	8	7	14	29	8	7	14	29	8	7	14	29
島 原 市	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7	2	2	3	7
諫 早 市	7	8	4	19	9	9	2	20	7	8	4	19	8	9	2	19	7	8	4	19
大 村 市	9	9	9	27	9	9	9	27	9	9	8	26	9	9	7	25	9	9	7	25
長 与 町	7	2	3	12	7	2	3	12	7	2	3	12	7	2	3	12	7	2	3	12
時 津 町	7	6	3	16	7	6	3	16	7	6	3	16	7	6	3	16	7	6	2	15
合 計	63	55	56	174	57	54	50	161	55	53	51	159	56	54	48	158	55	53	49	157

*その他の地点は除く。

4 測定方法等

(1) 測定方法

騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731によるものとした。また、周波数補正特性はA特性、動特性はFASTとし、実測時間は24時間とした。

(2) 評価手法

騒音の評価手法は等価騒音レベル(Leq)によるものとし、基準時間帯ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価した。

III 調査結果

1 騒音レベルの状況

県下の全測定地点の類型別・時間区分別の等価騒音レベル(Leq)の算術平均値を表1-3に示した。

類型別では昼間、夜間共にC、B、Aの順で高い値であった。

また、時間の区分別では、昼間が夜間より7～9デシベル高い値であった。

表1-3 類型別・時間区分別の等価騒音レベル (Leq) の算術平均値

地域の類型	測定地点数	時間の区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A類型	55	47デシベル	39デシベル
B類型	53	50デシベル	41デシベル
C類型	49	54デシベル	47デシベル

＊その他の2地点は除く。

なお、測定を実施した各地点における個々の調査結果を、付表-1「環境騒音定点測定結果」(p32～p41)に示した。

2 環境基準の適合状況

(1) 適合状況の経年変化

過去5か年間の適合状況を図1-1に示した。

平成30年度、調査を実施した157地点(その他の2地点は除く)のうち環境基準に適合したのは、昼間が153地点(97%)、夜間が141地点(90%)、二時間帯とも適合したのは140地点(89%)であり、二時間帯の全てが不適合の地点は佐世保市2地点、大村市1地点の計3地点(2%)であった。不適合の原因としては、交通騒音の影響が主なものであった。

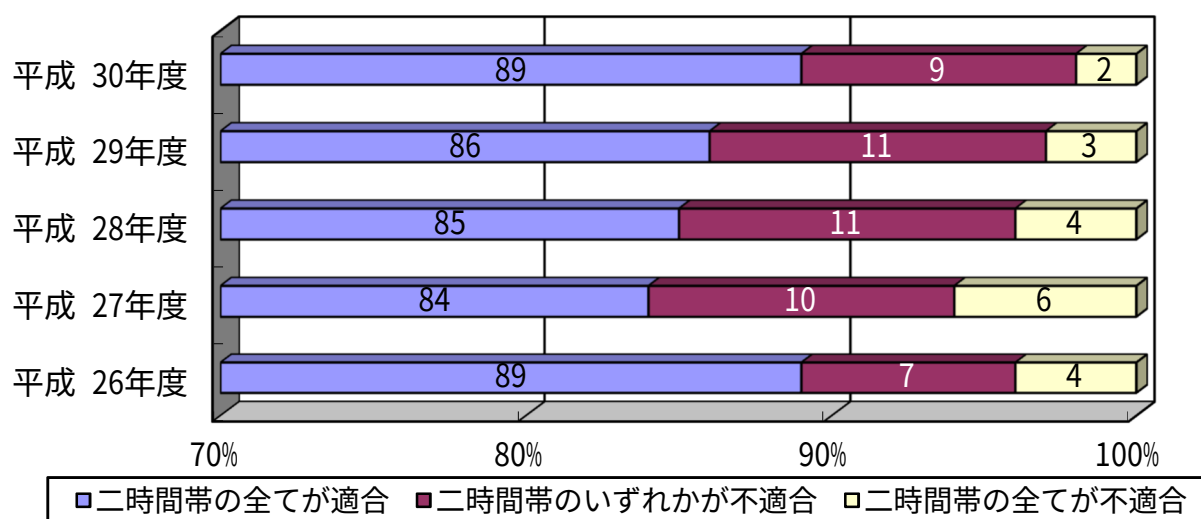


図1-1 環境基準の適合状況の経年変化

(2) 類型別・時間区分別適合状況

類型別・時間区分別適合状況を図1-2に示した。

A類型の55調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは51地点(93%)、「二時間帯」の全てが不適合の地点はなかった。また、時間区分別の適合状況は、昼間100%、夜間93%であった。

B類型の53調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは47地点(89%)、「二時間帯」の全てが不適合は1地点(2%)であった。また、時間区分別の適合状況は、昼間96%、夜間91%であった。

C類型の49調査地点のうち「二時間帯」の全てが環境基準に適合していたのは42地点(86%)、「二時間帯」の全てが不適合は2地点(4%)であった。また、時間区分別の適合状況は、昼間96%、夜間86%であった。

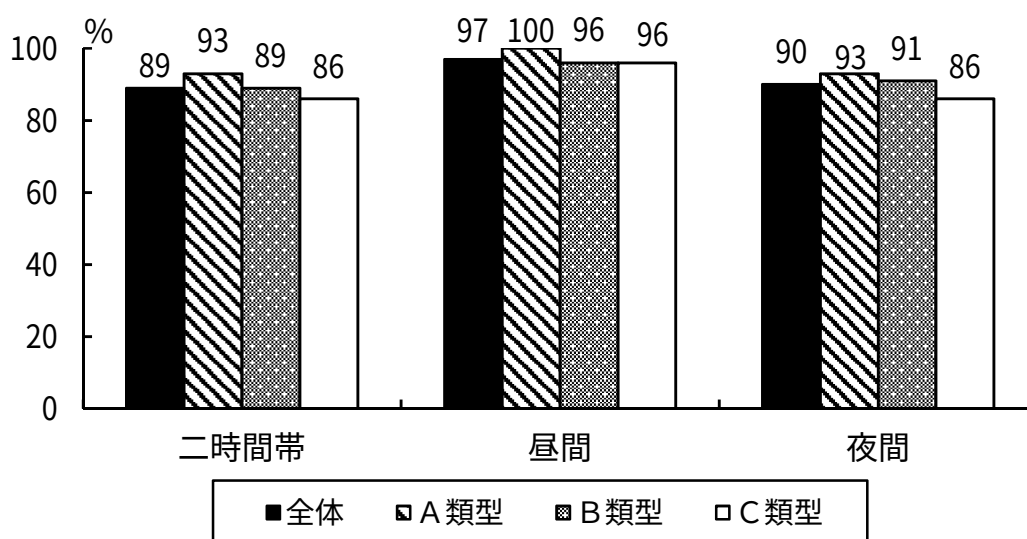


図1-2 類型別環境基準の適合状況

(3) 市町別の環境基準適合状況

市町別の環境基準適合状況を表1-4に示した。

「二時間帯」とも環境基準に適合した市町は島原市、諫早市、時津町であった。
また、長崎市、大村市、佐世保市、長与町の順に適合率が低い調査結果であった。

表1-4 市町別・時間帯別の環境基準適合状況

	A類型				B類型				C類型				合計			
	測定地点数	適合地点数			測定地点数	適合地点数			測定地点数	適合地点数			測定地点数	適合地点数		
		二時間帯	昼間	夜間		二時間帯	昼間	夜間		二時間帯	昼間	夜間		二時間帯	昼間	夜間
長崎市	15	14 93%	15 100%	14 93%	19	16 84%	19 100%	16 84%	16	11 69%	16 100%	11 69%	50	41 82%	50 100%	41 82%
佐世保市	8	8 100%	8 100%	8 100%	7	6 86%	7 100%	6 86%	14	12 86%	12 86%	12 86%	29	26 90%	27 93%	26 90%
島原市	2	2 100%	2 100%	2 100%	2	2 100%	2 100%	2 100%	3	3 100%	3 100%	3 100%	7	7 100%	7 100%	7 100%
諫早市	7	7 100%	7 100%	7 100%	8	8 100%	8 100%	8 100%	4	4 100%	4 100%	4 100%	19	19 100%	19 100%	19 100%
大村市	9	7 78%	9 100%	7 78%	9	7 78%	7 78%	8 89%	7	7 100%	7 100%	7 100%	25	21 84%	23 92%	22 88%
長与町	7	6 86%	7 100%	6 86%	2	2 100%	2 100%	2 100%	3	3 100%	3 100%	3 100%	12	11 92%	12 100%	11 92%
時津町	7	7 100%	7 100%	7 100%	6	6 100%	6 100%	6 100%	2	2 100%	2 100%	2 100%	15	15 100%	15 100%	15 100%
合計	55	51 93%	55 100%	51 93%	53	47 89%	51 96%	48 91%	49	42 86%	47 96%	42 86%	157	140 89%	153 97%	141 90%

*下欄は適合率

*その他の2地点は除く。

第2部

自動車騒音・道路交通振動調査結果

第2部 平成30年度自動車騒音・道路交通振動調査結果

I 調査概要

本調査は騒音規制法第18条、第21条の2及び振動規制法第19条に基づき、県下主要幹線道路において、自動車騒音は県及び8市2町、道路交通振動は5市で調査を実施した。

1. 調査実施機関

(1) 自動車騒音（環境基準関係）

長崎県環境部地域環境課

(2) 自動車騒音（要請限度関係）

長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町

(3) 道路交通振動

長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、松浦市

2. 調査地点

(1) 自動車騒音（環境基準関係）

調査地点は、面的評価を行う路線2地点（時津町）で測定を実施した。

(2) 自動車騒音（要請限度関係）

調査地点は表2-1のとおり、57地点(a区域:4、b区域:20、c区域:33)で測定を実施した。

(3) 道路交通振動

調査地点は表2-2のとおり、36地点(第1種区域:9、第2種区域:26、区域外:1)で測定を実施した。

表2-1 自動車騒音市町別地点数

市町名	地点数	要請限度区域区分				道路種別			
		a区域	b区域	c区域	区域外	国道	県道	市町道	その他
長崎市	12		4	8		9	2	1	
佐世保市	16		4	12		12	4		
諫早市	8	1	3	4		8			
大村市	8	1	3	4		3	1	4	
平戸市	1		1			1			
松浦市	6	1	2	3		6			
雲仙市	1			1		1			
南島原市	2		2				2		
長与町	2	1	1			1	1		
時津町	1			1		1			
計	57	4	20	33		42	10	5	

表 2-2 道路交通振動市町別地点数

市 町 名	地点数	区域区分			道 路 種 別			
		第 1 種区域	第 2 種区域	区域外	国道	県道	市町道	その他
長 崎 市	12	4	8		9	2	1	
佐世保市	9	2	7		7	2		
諫 早 市	4 (1)		3	1	4 (1)			
大 村 市	5	1	4		3		2	
松 浦 市	6	2	4		6			
計	36 (1)	9	26	1	29 (1)	4	3	

＊（ ）は、要請限度の適用されない地点を内数で示す。

3. 調査方法

(1) 自動車騒音（環境基準関係）

「環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 6 4 号）に定めるところによる。

（注）道路に面する地域に係る騒音の環境基準については、地域を代表する騒音測定地点で騒音レベルを測定し、環境基準値と比較する点的評価を行っていたが、平成 12 年度から、道路端から 50m の範囲内の全ての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を行っている。また、平成 24 年度から、騒音規制法の改正により、市の区域に係る面的評価は市が実施することになった。

(2) 自動車騒音（要請限度関係）

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）に定めるところによる。

（注）この省令が平成 12 年度から施行されたことに伴い、騒音の評価手法が、騒音レベルの中央値（ L_{50} ）から等価騒音レベル（ Leq ）へ変更され、これに関連して要請限度の限度値、区域の区分等が見直された。

(3) 道路交通振動

「振動規制法施行規則第 12 条」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定めるところによる。

(4) 自動車交通量

自動車交通量の測定方法は、原則として自動車交通騒音の測定期間中の 1 日について、トラフィックカーによる連続測定、又は 8～9 時、10～11 時、14 時～15 時及び 17 時～19 時の時間帯に各 5 分間目視等により上下交通量を計測し、10 分間の交通量を求めた。

II 調査結果

1. 自動車騒音（環境基準関係）

調査区間 2 区間について面的評価を行った結果を表 2-3 に示した。

住居等 666 戸を評価した結果、昼間、夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は 92.0%（613 戸）であった。

区間ごとの評価では昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は、1 区間が 80.2%、1 区間が 96.0%であった。

表 2-3 自動車騒音面的評価結果

番号	路線名	評価区間		環境基準達成率（%）		
		起点	終点	昼間	夜間	昼夜
1	一般国道 206 号	西彼杵郡時津町元村郷	西彼杵郡時津町元村郷	80.2	87.4	80.2
2	一般国道 207 号	西彼杵郡時津町浦郷	西彼杵郡長与町嬉里郷	96.0	96.0	96.0
合計				92.0	93.8	92.0

2. 自動車騒音（要請限度関係）

（1）騒音レベル

要請限度の区域区分別の各時間帯の等価騒音レベル（Leq）の各平均値を表 2-4 に示した。

区域区分ごとの等価騒音レベル平均値（Leq）は昼間、夜間ともに概ね a 区域、b 区域、c 区域の順に高くなっている。

また、等価騒音レベル（Leq）の上位測定地点を時間の区分別に表 2-5 に示した。

表 2-4 要請限度の区域区分別の各時間帯の等価騒音レベル平均値

区域区分	測定地点数	等価騒音レベル（Leq）の平均値		
		昼 間	夜 間	全 体
a 区域	4	63 デシベル	59 デシベル	61 デシベル
b 区域	20	67 デシベル	60 デシベル	64 デシベル
c 区域	33	68 デシベル	63 デシベル	65 デシベル
全 体	57	67 デシベル	61 デシベル	64 デシベル

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 2-5 時間帯区分別の騒音レベル (Leq) 上位測定地点

時間帯 の区分	測定地点	道路名	区域 区分	車 線 数	騒音レベル (Leq)
昼間	草住市営住宅集会所	国道 499 号	b 区域	4	75 デシベル
	大塔町卸本町入口バス停	国道 35 号	c 区域	4	74 デシベル
	貝津測定局	国道 34 号	b 区域	6	74 デシベル
	志佐町白浜免	国道 204 号	b 区域	2	74 デシベル
	TS ビル	国道 206 号	c 区域	5	73 デシベル
	北消防署	国道 206 号	c 区域	4	73 デシベル
夜間	志佐町白浜免	国道 204 号	b 区域	2	69 デシベル
	TS ビル	国道 206 号	c 区域	5	69 デシベル
	北消防署	国道 206 号	c 区域	4	69 デシベル
	草住市営住宅集会所	国道 499 号	b 区域	4	69 デシベル
	大塔町卸本町入口バス停	国道 35 号	c 区域	4	69 デシベル
	貝津測定局	国道 34 号	b 区域	6	68 デシベル

(2) 要請限度超過状況

要請限度の超過状況を表 2-6 に示した。

調査地点 57 地点の環境基準達成率は 100%であった。

表 2-6 要請限度超過状況

区域区分	地点数	要請限度超過状況		
		時間帯別	地点	%
a 区域	4	二時間帯ともに要請限度以下	4	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		二時間帯ともに要請限度超過	0	0
b 区域	20	二時間帯ともに要請限度以下	20	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		二時間帯ともに要請限度超過	0	0
c 区域	33	二時間帯ともに要請限度以下	33	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		二時間帯ともに要請限度超過	0	0
計	57	二時間帯ともに要請限度以下	57	100
		昼間のみ要請限度超過	0	0
		夜間のみ要請限度超過	0	0
		二時間帯ともに要請限度超過	0	0

(3) 市町別の要請限度超過状況

市町別要請限度超過状況を表 2-7 に示した。

表 2-7 市町別要請限度超過状況

市町名	測定 地点数	要請限度区域区分							
		二時間帯の 全てが以下		昼間のみ 超過		夜間のみ 超過		二時間帯の 全てが超過	
		地点数	%	地点数	%	地点数	%	地点数	%
長崎市	12	12	100	0	0	0	0	0	0
佐世保市	16	16	100	0	0	0	0	0	0
諫早市	8	8	100	0	0	0	0	0	0
大村市	8	8	100	0	0	0	0	0	0
平戸市	1	1	100	0	0	0	0	0	0
松浦市	6	6	100	0	0	0	0	0	0
雲仙市	1	1	100	0	0	0	0	0	0
南島原市	2	2	100	0	0	0	0	0	0
長与町	2	2	100	0	0	0	0	0	0
時津町	1	1	100	0	0	0	0	0	0
合計	57	57	100	0	0	0	0	0	0

3. 道路交通振動

(1) 振動レベル

図 2-1 に昼間における振動レベル (L_{10} 。以下同じ。) の度数分布を示した。測定地点数は、全体で 36 地点 (うち 1 地点は規制区域外) であった。

出現頻度は、40 デシベル以下の地点が多く、26 地点(74%)であった。

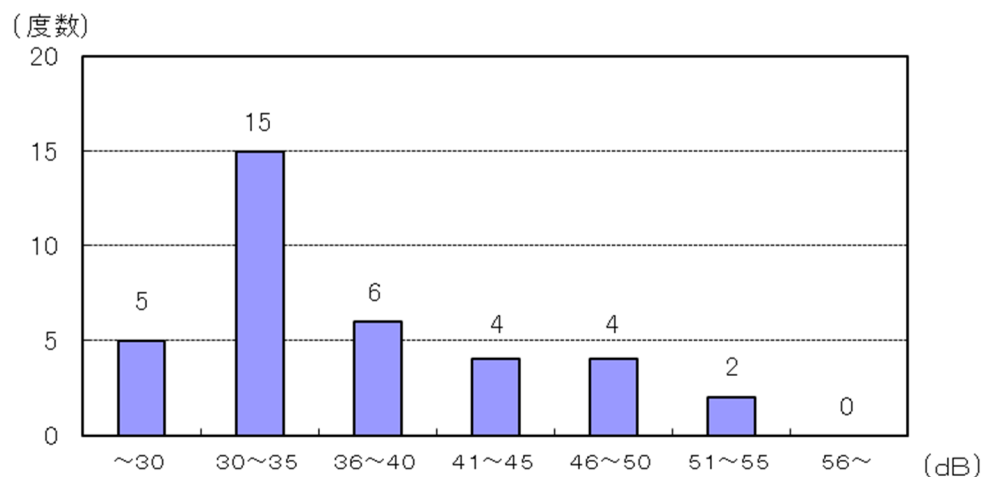


図 2-1 振動レベル (L_{10}) の度数分布

表 2-8 に振動規制区域の区分別の振動レベル (昼間) を示した。振動規制区域別の地点数の内訳は、第 1 種区域 9 地点、第 2 種区域 26 地点であった。

振動レベルは、全平均値が 36 デシベル、最小値 18 デシベル、最大値 55 デシベルであった。

また、振動規制区域別の L_{10} の平均値をみると、第 1 種区域と第 2 種区域ともに 36 デシベルであった。

表 2-8 振動規制区域の区分別の振動レベル (昼間)

振動規制区域	測定地点数	振動レベル (L_{10})		
		平均	最小	最大
第 1 種区域	9	36 デシベル	23 デシベル	49 デシベル
第 2 種区域	26	36 デシベル	18 デシベル	55 デシベル
全 体	35	36 デシベル	18 デシベル	55 デシベル

(注 1) 30 デシベル未満の測定結果については参考値である。

(注 2) 規制区域外の 1 地点は除く。

表 2-9 に昼間の振動レベル(L_{10})の上位調査地点を示した。

調査を実施した 35 地点（規制区域外の 1 地点は除く）のうち最高値は、長崎駅前自動車公害測定局で、昼間において 55 デシベルであった。

表 2-9 振動レベル上位測定地点 (昼間)

測 定 地 点	道 路 名	規制区域	車線数	振 動 レベル
長崎駅前自動車公害測定局	国道 202 号	2	6	55 デシベル
志佐町白浜免	国道 204 号	2	2	53 デシベル
志佐町庄野免	国道 40 号	1	2	49 デシベル

(2) 要請限度の超過状況

道路交通振動については、全ての測定地点において要請限度以下であった。

なお、最近 5 カ年の振動レベル（平均）の経年変化を図 2-2 に示した。

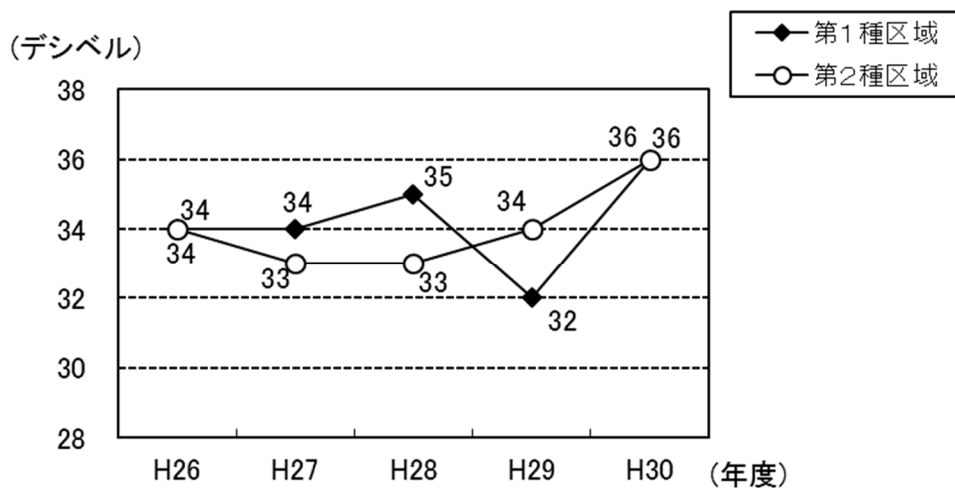


図 2-2 振動レベル (L_{10}) の経年変化 (昼間)

III まとめ

平成 30 年度に実施した県内主要幹線道路における自動車騒音・振動の概要は、以下のとおりである。

(1) 自動車騒音（環境基準関係）

平成 30 年度は時津町の 2 評価区間について面的評価を行った。

その結果、昼間、夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は、92.0%であった。

また、区間ごとにみると昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は、1 区間が 80.2%、1 区間が 96.0%であった。

なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-2「平成 30 年度自動車騒音測定結果（環境基準関係）」(p42)に示した。

(2) 自動車騒音（要請限度関係）

県内 8 市 2 町 57 地点における騒音レベルの平均値は、時間の区分別では昼間 67 デシベル、夜間 61 デシベルであり、騒音規制区域の区分では、a 区域が 61 デシベル、b 区域が 64 デシベル、c 区域が 65 デシベルであった。

騒音レベルの時間帯別上位地点は、いずれも交通量の多い測定地点であった。

要請限度の超過はなかった。

なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-3「平成 30 年度自動車騒音測定結果（要請限度関係）」(p43～p44)に示した。

(3) 道路交通振動

県内 5 市 35 測定地点（規制区域外の 1 地点は除く。）における振動レベルの平均値は 36 デシベルであり、最高は長崎駅前自動車公害測定局の 55 デシベルであった。

また、道路交通振動の測定結果は、すべての測定地点で要請限度以下であり、昭和 55 年測定開始以後要請限度は超過していない。

なお、測定を実施した各地点における個々の測定結果を、付表-4「平成 30 年度道路交通振動測定結果」(p45～p46)に示した。

第3部

航空機騒音調査結果 (長崎空港・大村飛行場周辺)

第3部 平成30年度航空機騒音調査結果（長崎空港・大村飛行場周辺）

I 長崎空港周辺

1 長崎空港の現況

長崎空港は、国土交通省が所管し、海上埋立地の滑走路（旧長崎空港B滑走路）と本土側の滑走路（旧長崎空港A滑走路）の2本の滑走路があったが、平成23年に本土側の滑走路が防衛省へ移管されたため、現在は海上埋立地において民間航空機が離発着する空港となっている。

（1）所在

長崎空港は大村湾内の大村市箕島（北緯32° 55'、東経129° 54'、標点の標高2.4m）にあり、本土側とほぼ平行に約1km、南側滑走路端からの飛行コース延長線上約11kmは、海で隔てられている。

（2）長崎空港の概要

長崎空港の概要は次のとおりである。

空港の種類	国管理空港（旧第2種A空港）	
空港面積	1,735千m ²	
空港施設	○着陸帯	3,120m×300m
	○滑走路	3,000m×60m
	○誘導路	3,531m×9～34m
	○エプロン	137,001m ²
	B747級	7バース
	B767級	2バース
	DHC8級	2バース
	小型機	5バース

（3）航空路線と就航機種

長崎空港における国内路線は、表3-1に示すように令和元年12月1日現在、1日当たり10路線38便である。この他に、国際線として週2便の上海定期便（就航機種：A319）、週3便の香港定期便（就航機種：A320）が運航されている。

また、上記のほか、大型機等による訓練及び審査のための練習飛行が実施されている。なお、空港の運用時間は午前7時00分から午後10時00分までの15時間となっている。

表3-1 国内路線

路線都市	便数	機種	路線都市	便数	機種
東京	14便	B737-800,B767-300 B777-200,B787-8	神戸 (神戸經由東京)	3便	B737-800
東京 (成田)	1便	A320-200	沖縄	1便	B737-800
名古屋 (中部)	2便	B737-800	対馬	4便	DHC8-Q200
大阪 (伊丹)	7便	B737-500、E190	福江	3便	DHC8-Q200
大阪 (関西)	1便	A320-200	壱岐	2便	DHC8-Q200
合計 10路線 38便					

(注1) 令和元年12月1日現在。

(注2) 便数、機種については月により変更がある。

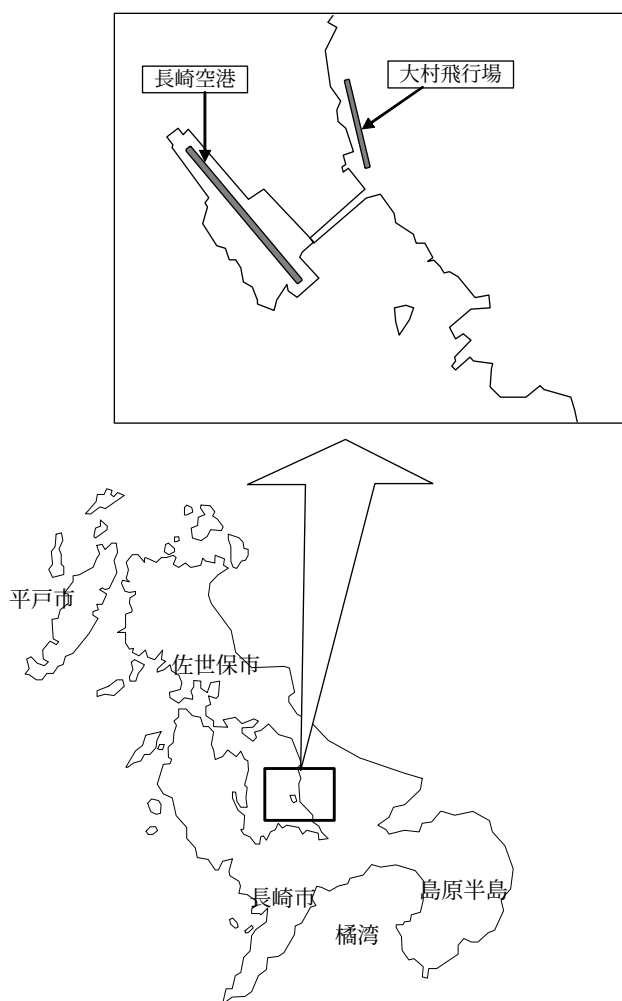


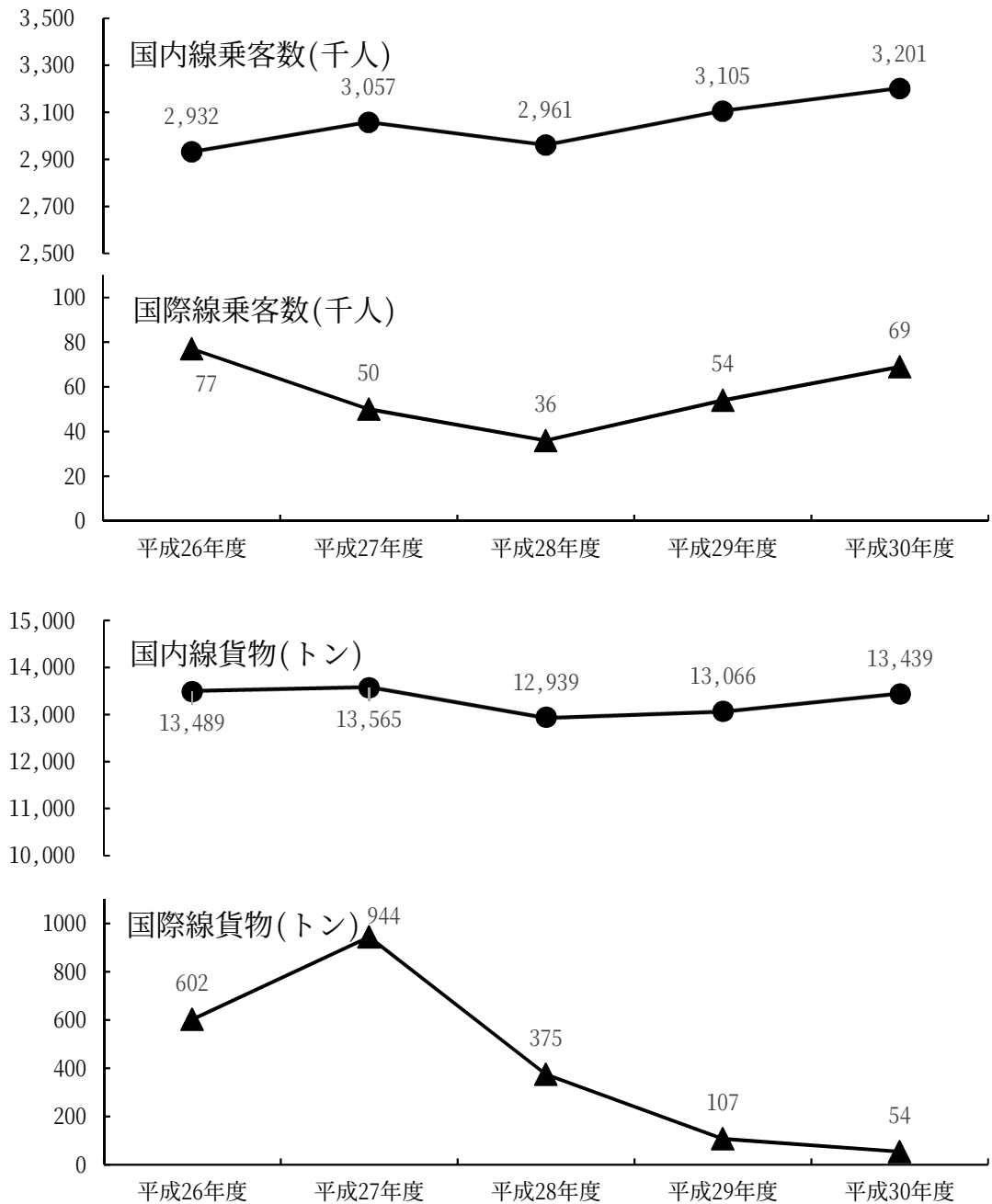
図3-1 長崎空港・大村飛行場位置図

(4) 乗客及び貨物空輸実績

長崎空港の利用実績の経年変化を図3-2に示す。

平成30年度の国内線乗客数は3,201千人(前年度比103.1%)であり、国際線乗客数は69千人(前年度比127.8%)であった。

国内線貨物量は、平成30年度は、13,439トン(前年度比102.9%)であり、国際線貨物量は54トン(前年度比50.5%)であった。



(注) 国際線乗客とは、国際線の定期路線(長崎空港寄港分を含む。)及びチャーター便等の乗客数をいう。

図3-2 乗客数及び貨物空輸実績(国内線・国際線)

(5) 着陸回数及び離着陸の方向等

民間定期航空路等を中心とする滑走路の着陸回数の推移は表3-2に示すとおりである。平成30年度着陸回数は、15,634回（前年度比101.1%）であった。

表3-2 着陸回数の推移

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年 間	15,993	15,932	15,211	15,454	15,634
1日あたり	44	44	42	42	43

（空港管理状況調書（国土交通省航空局）より）

長崎空港における着陸は、風向等にもよるが、おおむね諫早市方向より、また、離陸は川棚町大崎半島方向へととなっている。待機空域は大村湾上空に設定されている。

2 調査の概要

長崎空港周辺の航空機騒音の測定監視は、大村市、諫早市の2市により滑走路が供用開始された昭和50年から実施している。

平成30年度は、大村市4地点、諫早市6地点の合計10地点で測定を実施した。

(1) 調査実施機関

大村市、諫早市

(2) 調査地点及び調査期日

平成30年度の調査地点及び調査期日を表3-3、図3-3に示す。

表3-3 調査地点及び調査期日

市名	調査地点	滑走路中心点からの方位及び距離		調査期間 平成30年度	環境基準	
					類型	基準値 L _{den}
大村市	大村市役所	東南東	4.5km	12/15～12/21	I	57デシベル
	前舟津公民館	南東	4.7km	2/8～2/14		
	釜川内	南東	6.3km	2/28～3/6		
	三浦出張所	南東	9.2km	2/19～2/25		
諫早市	真津山小学校	南東	12.2km	8/16～8/27	I	57デシベル
	久山町住宅	南東	11.6km	9/11～9/17		
	若葉町住宅	南東	12.8km	10/25～10/31		
	土師野尾町公民館	南東	15.7km	8/16～8/27		
	久山台住宅	南東	12.2km	9/11～9/17		
	喜々津東小学校	南東	11.2km	11/28～12/4		



図3-3 長崎空港周辺の騒音測定地点

(3) 調査方法

航空機騒音の測定及び評価は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日、環境庁告示第154号）により定められた方法に基づいて実施した。

なお、平成25年4月1日より、環境基準の評価指標は、従来のWECPNLより L_{den} [デシベル]が採用されている。

(4) 測定機器

名称	製造者	機種名
ア 普通騒音計	リオン株式会社	NL-42
イ 環境騒音観測装置	リオン株式会社	NA-37

3 調査結果

平成30年度の環境基準の適合状況を表3-4に示した。全調査地点で環境基準に適合した。

表3-4 環境基準の適合状況

市名	調査地点	用途地域	環境基準		測定結果 L _{den} (7日間)	適合状況
			類型	基準値 L _{den}		
大村市	大村市役所	住居地域	I	57デシベル	45デシベル	適合
	前舟津公民館	住居地域			43デシベル	適合
	釜川内	未指定			42デシベル	適合
	三浦出張所	未指定			44デシベル	適合
諫早市	真津山小学校	住居地域	I	57デシベル	45デシベル	適合
	久山町住宅	市街化調整区域			49デシベル	適合
	若葉町住宅	住居地域			46デシベル	適合
	土師野尾町公民館	市街化調整区域			44デシベル	適合
	久山台住宅	住居地域			42デシベル	適合
	喜々津東小学校	住居地域			49デシベル	適合

4 まとめ

平成30年度は長崎空港周辺の大村市4地点、諫早市6地点の計10地点において、原則として連続7日間の航空機騒音測定を実施した。

結果の概要は以下のとおりである。

- (1) 大村市、諫早市は、昭和58年6月1日に航空機騒音に係る環境基準の類型が指定されているが、平成30年度の調査結果は全ての地点において環境基準に適合していた。
- (2) L_{den} (7日間) が最も高い地点は、久山町住宅で49デシベルであった。

II 大村飛行場周辺

1 大村飛行場の現況

大村飛行場は、昭和35年に「大村空港」として開港してから、民間の旅客機の離発着及び自衛隊等に使用されていたが、昭和50年に海上埋立地の滑走路（旧長崎空港B滑走路）が供用を開始して以降は、「長崎空港A滑走路」として海上自衛隊のヘリコプター及び民間小型機の訓練飛行等に使用されていた。現在は平成23年に国土交通省から防衛省へ移管されたことに伴い、長崎空港A滑走路としての供用は廃止され、「大村飛行場」として管理されている。

(1) 所在

大村飛行場は大村市の中心街（大村駅前）より北西へ約3km離れた大村湾沿いの
大村市今津町に位置し、大村飛行場の沖合約1kmのところに長崎空港がある。

(2) 大村飛行場の概要

大村飛行場の概要は次のとおりである。

飛行場面積	266千m ²		
空港施設	○着陸帯	1,320m×90m	
	○滑走路	1,200m×30m	
	○誘導路	92m×18m	
	○エプロン	11,200m ²	

(3) 大村飛行場におけるヘリコプター等の飛行形態

大村飛行場は、海上自衛隊、県警察本部、県危機管理課のヘリコプターが利用
している。

海上自衛隊所属のヘリコプターによる訓練飛行の経路は大村湾上に設定され、
離発着時のコースはいずれも海上方向となっている。

滑走路上でのヘリコプターの飛行形態は、

- ①通常の離発着（海上方向より飛来して着陸及び離陸後直ちに海上方向へ飛
行等）
- ②タッチアンドゴーを含む滑走路上通過（滑走路5～30m上空）
- ③ホバリングによる滑走路上での停止や水平移動（滑走路上5～30m上空）
等、きわめて多様なものとなっている。

2 調査の概要

平成30年度は、大村飛行場周辺の6地点において14日間の連続測定を実施した。

(1) 調査実施機関

大村市

(2) 調査地点及び調査期日

平成30年度の調査地点及び調査期日を表3-5、図3-4に示す。

表3-5 調査地点及び調査期日

市名	調査地点	滑走路中心点から の方位及び距離		調査期間 平成30年度	環境基準	
					類型	基準値 L _{den}
大村市	富の原小学校	北東	1,200m	11/13～11/26	I	57デシベル
	古賀島町住宅(A)	北北東	180m	1/5～1/18	II	62デシベル
	古賀島町住宅(B)	南東	90m	11/29～12/12		
	古賀島町住宅(C)	北東	160m	10/27～11/9		
	古賀島町住宅(D)	北東	90m	1/23～2/5		
	古賀島町住宅(E)	東北東	440m	10/11～10/24		



図 3-4 大村飛行場周辺の騒音測定地点

(3) 調査方法及び評価方法

航空機騒音の測定及び評価は、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日、環境庁告示第154号）により定められた方法に基づいて実施した。

なお、平成25年4月1日より、環境基準の評価指標は、従来のWECPNLより L_{den} [デシベル]が採用されている。

(4) 測定機器

名称	製造者	機種名
ア 環境騒音観測装置	リオン株式会社	NA-37

3 調査結果

平成30年度の環境基準の適合状況を表3-6に示した。6地点中3地点は環境基準に適合したが、3地点は不適合となった。

表3-6 環境基準の適合状況

市名	調査地点	用途地域	環境基準		測定結果 L _{den} (14日間)	適合状況
			類型	基準値 L _{den}		
大村市	富の原小学校	第1種住居地域	I	57デシベル	49デシベル	適合
	古賀島町住宅(A)	準工業地域	II	62デシベル	63デシベル	不適合
	古賀島町住宅(B)	準工業地域			63デシベル	不適合
	古賀島町住宅(C)	準工業地域			61デシベル	適合
	古賀島町住宅(D)	準工業地域			66デシベル	不適合
	古賀島町住宅(E)	準工業地域			51デシベル	適合

4 まとめ

平成30年度は、大村飛行場周辺における航空機騒音（主にヘリコプター騒音）の実態を把握するため、6地点について14日間の連続測定を実施した。

測定の結果、3地点（富の原小学校、古賀島町住宅(C)、(E)）においては、航空機騒音に係る環境基準に適合したが、3地点（古賀島町住宅(A)、(B)、(D)）においては不適合となった。

参 考 資 料

(騒音に係る環境基準)

1 環境基準

(一般地域)

(等価騒音レベル)

地域の類型	時間の区分	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 1) AAをあてはめる地域は、療養施設・社会福祉施設等が集中して設置される地域など、特に静穏を要する地域
- 2) Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 3) Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 4) Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 5) 時間の区分は、次の区分とする
 昼間：午前6時～午後10時 夜間：午後10時～翌日の午前6時

(道路地域)

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

2 騒音に係る環境基準の類型指定状況

(平成31年3月31日現在)

告 示 年 月 日	告示番号	施行日	類型指定の実施市町
昭和58年5月31日	第464号	6月 1日	(新規指定) 長崎市、佐世保市、諫早市、大村市
昭和59年5月18日	第428号	6月 1日	(新規指定) 島原市、多良見町、長与町、時津町
昭和60年6月 7日	第509号	6月 7日	(新規指定) 福江市、平戸市、香焼町
昭和61年5月 9日	第401号	5月 9日	(告示方法変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、香焼町、多良見町、長与町、時津町 (新規指定) 松浦市、三和町、琴海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町 (昭和58年第464号、昭和59年第428号、昭和60年第509号は廃止)
昭和62年4月24日	第458号	5月 1日	(新規指定) 有明町、小浜町、西有家町、佐々町、郷ノ浦町、厳原町
昭和63年4月22日	第450号	5月 1日	(新規指定) 野母崎町、大瀬戸町、高来町、国見町、加津佐町、有家町
平成元年4月14日	第459号	5月 1日	(新規指定) 口之津町、生月町、江迎町、上五島町、有川町
平成 2年4月13日	第497号	5月 1日	(新規指定) 西彼町、西海町、大島町、崎戸町、外海町
平成 3年4月23日	第463号	5月 1日	(新規指定) 森山町、小長井町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、田平町
平成 4年5月 6日	第523号	5月 6日	(新規指定) 飯盛町、千々石町
平成 5年4月30日	第522号 第523号	4月30日	(一部変更) 長崎市、佐世保市、諫早市、時津町
平成 6年4月22日	第516号	4月22日	(一部変更) 佐世保市
平成10年 3月 3日	第196号	3月 3日	(一部変更) 島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、多良見町、時津町、厳原町
平成11年 4月 1日	第490号	4月 1日	(類型区分改正による指定変更) 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、福江市、平戸市、松浦市、香焼町、野母崎町、三和町、多良見町、長与町、時津町、琴海町、西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町、外海町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町、有明町、国見町、瑞穂町、吾妻町、愛野町、千々石町、小浜町、加津佐町、口之津町、西有家町、有家町、生月町、田平町、江迎町、佐々町、上五島町、有川町、郷ノ浦町、厳原町 (平成10年第196号は廃止)
平成13年 3月 6日	第189号	3月 6日	(一部変更) 島原市、大村市

平成14年 3月15日	第282号	3月15日	(一部変更) 諫早市、長与町、時津町
平成15年 3月14日	第281号	3月14日	(一部変更) 大村市、長与町
平成16年 3月16日	第432号	3月16日	(新規指定) 新魚目町
平成23年 3月29日	第378号	3月29日	(一部変更) 佐世保市、諫早市、大村市、時津町
平成24年 3月16日	第294号	4月 1日	(市へ類型指定に関する権限移譲による指定変更) 長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 佐々町、新上五島町 (平成11年第490号は廃止)
平成25年 3月 1日	第175号	3月 1日	(一部変更) 時津町
平成27年12月18日	第1106号	12月18日	(一部変更) 長与町、時津町
平成28年12月27日	第889号	12月27日	(一部変更) 長与町、時津町

参 考 資 料

自動車騒音・道路交通振動、
航空機騒音関係

1 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日 総理府令第15号）

（等価騒音レベル）

	区域の区分	時間の区分	
		昼間（6～22）	夜間（22～6）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線をこえる車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20m迄の範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

備考

1 a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事（市の区域内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

（1）a区域：専ら住居の用に供される区域

（2）b区域：主として住居の用に供される区域

（3）c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 時間の区分は次のとおり。

昼間：午前6時～午後10時

夜間：午後10時～午前6時

3 騒音の測定は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物（以下、「住居等」という。）が存している場合には道路の敷地境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行うものとする。

4 測定を行う高さは、当該地点の鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。（原則として地上1.2メートルとする。）

5 騒音の測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち当該自動車騒音の状況を代表していると認められる3日間について行うものとする。

6 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによるものとする。

7 騒音の測定方法は、日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法による。

8 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

2 道路交通振動の要請限度

「振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度」

時間の区分 区域の区分	昼 間 (デシベル)	夜 間 (デシベル)
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

備考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全をするため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定めた時間をいう。
 - 一 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
 - 二 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
- 3 デシベルとは、計量法別表第二に定める振動加速度レベルの計算単位をいう。
- 4 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 5 振動の測定場所は、道路の敷地境界線とする。
- 6 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間あたり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。
- 7 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - 一 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分に踏み固め等の行われている堅い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所
 - 二 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	3デシベル	4デシベル	5デシベル	6デシベル	7デシベル	8デシベル	9デシベル
補正値	3デシベル	2デシベル		1デシベル			

- 8 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定地の80%レンジの上端の数値を昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

3 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値（単位 L_{den} ）
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1)測定は、原則として連続7日間行い、騒音レベルの最大値が暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル（ L_{AE} ）を計測する。なお、単発騒音暴露レベルの求め方については、日本産業規格Z8731に従うものとする。
- (2)測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3)測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4)評価は算式アにより1日（午前0時から午後12時まで）ごとの時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）を算出し、全測定日の L_{den} について、算式イによりパワー平均を算出するものとする。

〈算式ア〉

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

（注） i 、 j 及び k とは、各時間帯で観測標本の i 番目、 j 番目及び k 番目をいい、 $L_{AE,di}$ とは、午前7時から午後7時までの時間帯における i 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,ej}$ とは、午後7時から午後10時までの時間帯における j 番目の L_{AE} 、 $L_{AE,nk}$ とは、午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯における k 番目の L_{AE} をいう。また、 T_0 とは、規準化時間（1秒）をいい、 T とは、観測1日の時間（86,400秒）をいう。

〈算式イ〉

$$10 \log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

（注） N とは、測定日数をいい、 $L_{den,i}$ とは、測定日のうち i 日目の測定日の L_{den} をいう。

- (5)測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（SLOW）を用いることとする。

＊環境基準は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

※新環境基準値は、騒音対策の継続性も考慮し、旧環境基準値に相当するレベルに設定されている。

【参考 WECPNL（旧環境基準）】

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70以下
II	75以下

（注）Iをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

○航空機騒音の環境基準の基準値は、次の方法により測定・評価した場合における値とする。

- (1)測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。
- (2)測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。
- (3)測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。
- (4)評価は(1)のピークレベル及び機数から次の算式により1日ごとの値(単位:WECPNL)を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

〈算式〉

$$\text{dB(A)} + 10 \log_{10} N - 27$$

（注）dB(A)とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは午前0時から午前7時までの間の航空機の機数をN1、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数をN2、午後7時から午後10時までの航空機の機数をN3、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数をN4とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 10(N_1 + N_4) \cdots$$

- (5)測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性(SLOW)を用いることとする。

4 自動車保有台数の推移

(単位：台)

種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
貨物	54,763 (100)	53,010 (97)	51,567 (94)	50,384 (92)	49,226 (90)	48,569 (89)	48,245 (88)	48,017 (88)	48,228 (88)	48,249 (88)	48,257 (88)
	4,201 (100)	4,228 (101)	4,218 (100)	4,231 (101)	4,243 (101)	4,270 (102)	4,248 (101)	4,337 (103)	4,354 (104)	4,453 (106)	4,394 (105)
乗用	354,782 (100)	350,395 (99)	347,423 (98)	346,512 (98)	345,059 (97)	342,080 (96)	338,677 (95)	337,555 (95)	339,224 (96)	339,430 (96)	338,988 (96)
	14,385 (100)	14,332 (100)	14,060 (98)	13,951 (97)	13,824 (96)	13,840 (96)	13,972 (97)	14,120 (98)	14,384 (100)	14,438 (100)	14,628 (102)
大型特殊	2,672 (100)	2,667 (100)	2,650 (99)	2,656 (99)	2,662 (100)	2,670 (100)	2,684 (100)	2,693 (101)	2,702 (101)	2,693 (101)	2,697 (101)
	13,978 (100)	14,473 (104)	14,826 (106)	15,020 (107)	15,230 (109)	15,565 (111)	15,785 (113)	16,115 (115)	16,225 (116)	16,270 (116)	16,446 (118)
軽自動車	443,855 (100)	450,301 (101)	455,585 (103)	462,411 (104)	472,862 (107)	482,501 (109)	491,649 (111)	493,536 (111)	495,566 (112)	497,420 (112)	499,754 (113)
	888,636 (100)	889,406 (100)	890,329 (100)	895,165 (101)	903,106 (102)	909,495 (102)	915,260 (103)	916,373 (103)	920,683 (104)	922,953 (104)	925,164 (104)
総計											

(注) 下段数値は、平成20年度を100とした時の数値

※九州運輸局長崎運輸支局及び軽自動車検査協会調べ（各年度末現在）

測定結果

付表－１ 平成３０年度 環境騒音定点測定結果

(長崎市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類 型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	光風台第2自治会集会所	H30.06.07 -06.08	第一種低層住居専用地域	A	47	41	○	○	
2	植木センター	H30.05.21 -05.22	第一種低層住居専用地域	A	51	49	○	×	自動車騒音の影響
3	小江原西部自治会公民館	H30.05.10 -05.11	第一種低層住居専用地域	A	43	38	○	○	
4	ダイヤランド第4公民館	H30.05.28 -05.29	第一種低層住居専用地域	A	45	34	○	○	
5	老人福祉センターしらゆり荘	H30.05.28 -05.29	第一種低層住居専用地域	A	43	34	○	○	
6	矢上団地公民館	H30.06.04 -06.05	第一種低層住居専用地域	A	50	32	○	○	
7	シーボルト記念館	H30.05.21 -05.22	第一種中高層住居専用地域	A	42	34	○	○	
8	横尾山ノ木自治会集会所	H30.04.23 -04.24	第一種中高層住居専用地域	A	53	40	○	○	
9	老人憩の家つつじ荘	H30.05.24 -05.25	第一種中高層住居専用地域	A	53	43	○	○	
10	大手町公民館	H30.05.24 -05.25	第一種中高層住居専用地域	A	45	40	○	○	
11	老人福祉センターあじさい荘	H30.05.14 -05.15	第一種中高層住居専用地域	A	51	45	○	○	
12	福田本町公民館	H30.05.17 -05.18	第一種中高層住居専用地域	A	47	38	○	○	
13	立山公園管理事務所	H30.05.14 -05.15	第一種中高層住居専用地域	A	40	35	○	○	
14	祝捷山公園	H30.04.26 -04.27	第一種中高層住居専用地域	A	48	37	○	○	
15	晴海台地区公民館	H30.05.31 -06.01	-	A	52	42	○	○	
16	三重地域センター	H30.06.07 -06.08	第一種住居地域	B	52	58	○	×	漁船の影響
17	香焼地域センター	H30.05.31 -06.01	第一種住居地域	B	46	31	○	○	
18	淵地区ふれあいセンター	H30.05.10 -05.11	第一種住居地域	B	53	45	○	○	
19	式見地域センター	H30.05.17 -05.18	第一種住居地域	B	48	38	○	○	
20	外海公民館	H30.05.17 -05.18	-	B	49	44	○	○	
21	木鉢1丁目公民館	H30.04.19 -04.20	第一種住居地域	B	47	42	○	○	
22	戸町地区ふれあいセンター	H30.04.19 -04.20	第一種住居地域	B	53	44	○	○	
23	本河内公園	H30.06.25 -06.26	第一種住居地域	B	50	45	○	○	
24	野母崎体育館	H30.05.31 -06.01	-	B	46	31	○	○	
25	仁田佐古地区ふれあいセンター	H30.04.26 -04.27	第一種住居地域	B	47	35	○	○	
26	村松測定局	H30.06.07 -06.08	-	B	50	47	○	×	自動車騒音の影響
27	曙公園	H30.04.26 -04.27	第一種住居地域	B	35	29	○	○	
28	深堀地域センター	H30.05.31 -06.01	第一種住居地域	B	50	40	○	○	
29	東長崎商工会茂木支所	H30.04.26 -04.27	第一種住居地域	B	44	35	○	○	
30	日見地域センター	H30.06.04 -06.05	第一種住居地域	B	50	43	○	○	
31	老人憩の家東望荘	H30.06.04 -06.05	第一種住居地域	B	50	41	○	○	
32	戸石地区公民館	H30.06.04 -06.05	第一種住居地域	B	45	39	○	○	
33	陸上競技場管理事務所	H30.05.10 -05.11	準住居地域	B	55	48	○	×	自動車騒音の影響

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類 型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
34	下西山センター	H30.05.14 -05.15	準住居地域	B	52	41	○	○		
35	中町公園	H30.05.14 -05.15	商業地域	C	57	48	○	○		
36	扇町公民館	H30.05.24 -05.25	近隣商業地域	C	50	44	○	○		
37	緑ヶ丘地区ふれあいセンター	H30.05.24 -05.25	近隣商業地域	C	50	44	○	○		
38	老人憩の家ひまわり荘	H30.04.19 -04.20	近隣商業地域	C	56	48	○	○		
39	水の浦公園	H30.04.19 -04.20	近隣商業地域	C	50	43	○	○		
40	老人福祉センターすみれ荘	H30.05.24 -05.25	商業地域	C	57	49	○	○		
41	川口町集会所	H30.05.10 -05.11	商業地域	C	53	46	○	○		
42	江平地区ふれあいセンター	H30.05.10 -05.11	商業地域	C	59	53	○	×		歓楽街の騒音の影響
43	麴屋町公民館	H30.04.26 -04.27	商業地域	C	53	38	○	○		
44	樺島町公民館	H30.04.19 -04.20	商業地域	C	54	47	○	○		
45	中央公園	H30.05.28 -05.29	商業地域	C	56	49	○	○		
46	東部地区にこにこセンター	H30.05.21 -05.22	商業地域	C	58	54	○	×		自動車騒音の影響
47	馬場公民館	H30.05.21 -05.22	準工業地域	C	56	52	○	×		自動車騒音の影響
48	幸町公民館	H30.04.23 -04.24	準工業地域	C	57	48	○	○		
49	小ヶ倉地域センター	H30.05.28 -05.29	工業地域	C	57	52	○	×		自動車騒音の影響
50	平瀬公民館	H30.05.28 -05.29	工業地域	C	57	52	○	×		不明
									全体	
	A類型		算術平均値	ア イ ウ	47	39	15 15 100	15 14 93	15 14 93	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	B類型		算術平均値	ア イ ウ	48	41	19 19 100	19 16 84	19 16 84	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	C類型		算術平均値	ア イ ウ	55	48	16 16 100	16 11 69	16 11 69	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	全体		算術平均値	ア イ ウ	50	42	50 50 100	50 41 82	50 41 82	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(佐世保市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	西天神町公民館	H30.12.06 -12.07	第1種低層住居専用地域	A	37	28	○	○	道路以外
2	北池野公民館	H31.01.09 -01.10	第1種低層住居専用地域	A	49	43	○	○	道路以外
3	崎辺地区公民館	H30.12.06 -12.07	第1種低層住居専用地域	A	47	40	○	○	道路以外
4	山祇公民館	H30.12.25 -12.26	第1種中高層住居専用地域	A	46	36	○	○	道路以外
5	吉岡公園集会所	H31.01.09 -01.10	第1種中高層住居専用地域	A	41	33	○	○	道路以外
6	星和台公民館	H30.12.17 -12.18	第1種中高層住居専用地域	A	46	38	○	○	道路以外
7	中里町下公民館	H31.01.09 -01.10	第1種中高層住居専用地域	A	55	45	○	○	道路以外
8	棚方緑町公民館	H30.12.17 -12.18	第1種中高層住居専用地域	A	50	43	○	○	道路以外
9	愛宕地区公民館	H30.12.13 -12.14	第1種住居地域	B	53	46	○	×	道路以外
10	船越中央公民館	H30.12.13 -12.14	第1種住居地域	B	43	36	○	○	道路以外
11	総合グランドプール	H30.12.17 -12.18	第1種住居地域	B	48	37	○	○	道路以外
12	佐世保市体育文化館	H30.12.25 -12.26	近隣商業地域	C	50	42	○	○	道路以外
13	山澄地区公民館	H30.12.25 -12.26	商業地域	C	53	48	○	○	道路以外
14	南地区公民館	H31.01.15 -01.16	準工業地域	C	58	48	○	○	道路以外
15	赤崎町2組公民館	H30.12.13 -12.14	第1種住居地域	B	51	47	○	○	B地区のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域
16	西地区公民館	H30.12.12 -12.13	第1種住居地域	B	60	54	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
17	大野交番	H30.11.05 -11.06	準住居地域	B	64	57	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
18	日野町交番	H30.11.12 -11.13	準住居地域	B	65	60	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
19	市消防局春日出張所	H30.11.05 -11.06	近隣商業地域	C	67	62	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
20	大気汚染日宇測定局	H30.10.09 -10.10	商業地域	C	68	63	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
21	大気汚染福石測定局	H30.10.09 -10.10	商業地域	C	65	60	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
22	島瀬公園	H30.10.29 -10.30	商業地域	C	65	58	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
23	佐世保市役所	H30.10.29 -10.30	商業地域	C	63	56	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
24	市消防局東消防署	H30.10.17 -10.18	商業地域	C	67	62	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
25	田原町公民館	H30.11.05 -11.06	商業地域	C	71	66	×	×	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
26	俵町公民館	H30.10.25 -10.26	商業地域	C	67	61	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
27	大和町木風町入口バス停	H30.10.09 -10.10	商業地域	C	70	64	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
28	早岐警察署	H30.10.17 -10.18	準工業地域	C	68	65	○	○	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
29	大塔町卸本町入口バス停	H30.10.17 -10.18	準工業地域	C	74	69	×	×	幹線道路を担う道路に接近する空間(屋外)
30	JAながさき西海本店(吉井)	H30.11.27 -11.28	用途地域無指定	-	69	62	-	-	参考測定
31	小佐々町田原警察官駐在所	H30.11.20 -11.21	用途地域無指定	-	65	58	-	-	参考測定

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(佐世保市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
									全体	
	A類型		算術平均値	アイウ	46	38	8 8 100	8 8 100	8 8 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	B類型		算術平均値	アイウ	54	48	7 7 100	7 6 86	7 6 86	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	C類型		算術平均値	アイウ	65	59	14 12 86	14 12 86	14 12 86	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	全体		算術平均値	アイウ	57	51	29 27 93	29 26 90	29 26 90	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(島原市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
1	上の原三丁目（火葬場）	H31.02.02 -02.03	第1種低層住居専用地域	A	47.1	35.9	○	○		
2	梅園町（安中公民館）	H31.02.13 -02.14	第1種中高層住居専用地域	A	48.3	43.1	○	○		
3	西八幡町（白山公民館）	H31.01.24 -01.25	第1種住居地域	B	47.2	38.1	○	○		
4	中原町（農村環境改善センター）	H31.02.07 -02.08	用途地域外	B	49.7	35.9	○	○		
5	新町二丁目（霊丘公民館）	H31.02.26 -02.27	商業地域	C	46.0	42.5	○	○		
6	霊南二丁目（ありあけ荘）	H31.01.30 -01.31	準工業地域	C	54.3	47.2	○	○		
7	前浜町（収集詰所）	H31.01.26 -01.27	工業地域	C	49.2	36.5	○	○		
									全体	
	A類型		算術平均値	ア イ ウ	48	40	2 2 100	2 2 100	2 2 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	B類型		算術平均値	ア イ ウ	48	37	2 2 100	2 2 100	2 2 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	C類型		算術平均値	ア イ ウ	50	42	3 3 100	3 3 100	3 3 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	全体		算術平均値	ア イ ウ	49	40	7 7 100	7 7 100	7 7 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）

付表－１ 平成３０年度 環境騒音定点測定結果

(諫早市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類 型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
1	白岩町 Y 宅	H30.09.26 -09.27	第1種低層住居専用地域	A	43	37	○	○		
2	真崎町 N 宅	H30.09.26 -09.27	第1種低層住居専用地域	A	45	40	○	○		
3	城見町 Y 宅	H30.05.15 -05.16	第1種中高層住居専用地域	A	44	38	○	○		
4	原口町 K 宅	H30.10.10 -10.11	第1種低層住居専用地域	A	39	33	○	○		
5	福田町 K 宅	H30.05.15 -05.16	第1種低層住居専用地域	A	45	37	○	○		
6	多良見町化屋〇宅	H30.10.09 -10.10	第1種低層住居専用地域	A	47	36	○	○		
7	飯盛町開〇宅	H30.10.31 -11.01	都市計画区域外	A	48	38	○	○		
8	若葉町 T 宅	H31.03.26 -03.27	第1種住居地域	B	48	41	○	○		
9	小船越町 T宅	H30.10.11 -10.12	第1種住居地域	B	43	37	○	○		
10	飯盛町後田N宅	H30.10.31 -11.01	都市計画区域外	B	41	32	○	○		
11	高来町黒崎K宅	H31.03.19 -03.20	都市計画区域外	B	47	42	○	○		
12	高来町富地戸D宅	H31.03.19 -03.20	都市計画区域外	B	49	38	○	○		
13	高来町三部壱Y宅	H31.03.19 -03.20	都市計画区域外	B	45	40	○	○		
14	森山町杉谷M宅	H31.01.24 -01.25	都市計画区域外	B	46	35	○	○		
15	森山町唐比東M宅	H31.01.24 -01.25	都市計画区域外	B	50	42	○	○		
16	永昌町 N 宅	H30.09.26 -09.27	近隣商業地域	C	50	43	○	○		
17	永昌東町 A 宅	H30.10.18 -10.19	商業地域	C	51	44	○	○		
18	福田町 S 宅	H30.10.11 -10.12	準工業地域	C	44	37	○	○		
19	川内町M 宅	H30.12.13 -12.14	準工業地域	C	46	43	○	○		
									全体	
	A類型		算術平均値	ア イ ウ	44	37	7 7 100	7 7 100	7 7 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	B類型		算術平均値	ア イ ウ	46	38	8 8 100	8 8 100	8 8 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	C類型		算術平均値	ア イ ウ	48	42	4 4 100	4 4 100	4 4 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	全体		算術平均値	ア イ ウ	46	39	19 19 100	19 19 100	19 19 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(大村市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	小佐古公民館	H30.12.20 -12.21	第1種低層住居専用地域	A	46	40	○	○	
2	赤佐古公民館	H31.03.19 -03.20	第1種低層住居専用地域	A	52	43	○	○	
3	須田ノ木公民館	H31.02.05 -02.06	第1種低層住居専用地域	A	51	46	○	×	自動車、バイクの走行音の影響あり
4	竹松町公民館	H31.02.26 -02.27	第1種低層住居専用地域	A	51	38	○	○	
5	諏訪公民館	H30.10.30 -10.31	第1種中高層住居専用地域	A	45	38	○	○	
6	古町公民館	H30.10.30 -10.31	第1種中高層住居専用地域	A	55	46	○	×	自動車騒音の影響あり
7	小路口町公民館	H31.01.29 -01.30	第2種中高層住居専用地域	A	46	40	○	○	
8	小路口本町公民館	H31.01.24 -01.25	第2種中高層住居専用地域	A	49	41	○	○	
9	鬼橋町公民館	H31.02.13 -02.14	第2種中高層住居専用地域	A	53	43	○	○	
10	下久原公民館	H30.12.18 -12.19	第1種住居地域	B	51	41	○	○	
11	外浦小路公民館	H30.11.20 -11.21	第1種住居地域	B	46	36	○	○	
12	本小路団地集会所	H30.10.25 -10.26	第1種住居地域	B	52	40	○	○	
13	県教育センター分室	H30.11.20 -11.21	第1種住居地域	B	54	43	○	○	
14	植松1丁目公民館	H30.12.27 -12.28	第1種住居地域	B	53	38	○	○	
15	昭和通り公民館	H30.12.11 -12.12	第1種住居地域	B	52	43	○	○	
16	桜馬場第1公民館	H30.12.20 -12.21	第1種住居地域	B	57	49	×	×	自動車騒音の影響あり
17	竹松出張所	H31.02.14 -02.15	第1種住居地域	B	59	40	×	○	防災無線からの音楽及び自動車騒音の影響あり
18	富の原2丁目公民館	H30.11.06 -11.07	第1種住居地域	B	53	36	○	○	
19	松原出張所	H31.01.16 -01.17	近隣商業地域	C	46	43	○	○	
20	協和町公民館	H30.11.01 -11.02	準工業地域	C	50	40	○	○	
21	松山町公民館	H30.11.01 -11.02	準工業地域	C	50	38	○	○	
22	古賀島西公民館	H30.10.23 -10.24	準工業地域	C	59	48	○	○	
23	大村市民プール	H30.10.23 -10.24	準工業地域	C	55	43	○	○	
24	黒丸町公民館	H30.11.06 -11.07	準工業地域	C	51	43	○	○	
25	橋本公民館	H31.01.16 -01.17	準工業地域	C	52	43	○	○	

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(大村市)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
									全体	
	A類型		算術平均値	アイウ	50	42	9 9 100	9 7 78	9 7 78	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	B類型		算術平均値	アイウ	53	41	9 7 78	9 8 89	9 7 78	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	C類型		算術平均値	アイウ	52	43	7 7 100	7 7 100	7 7 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	全体		算術平均値	アイウ	52	42	25 23 92	25 22 88	25 21 84	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)

付表－1 平成30年度 環境騒音定点測定結果

(長与町)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考	
					昼間	夜間	昼間	夜間		
1	高田郷 (南陽台)	H30.11.06 -11.07	第1種低層住居専用地域	A	44.2	46.1	○	×		
2	吉無田郷 (青葉台)	H30.11.07 -11.08	第1種低層住居専用地域	A	40.4	40.5	○	○		
3	三根郷 (NT中央)	H30.11.12 -11.13	第1種低層住居専用地域	A	51.5	38.4	○	○		
4	高田郷 (百合野)	H30.11.13 -11.14	第1種低層住居専用地域	A	41.8	34.0	○	○		
5	高田郷 (道の尾)	H30.11.14 -11.15	第1種住居地域	B	48.0	39.6	○	○		
6	まなび野2丁目 (まなび野)	H30.11.15 -11.16	第1種低層住居専用地域	A	47.3	37.4	○	○		
7	嬉里郷 (嬉里中央)	H30.11.19 -11.20	第1種低層住居専用地域	A	43.6	33.6	○	○		
8	嬉里郷 (皆前)	H30.11.20 -11.21	近隣商業地域	C	44.1	37.3	○	○		
9	吉無田郷 (井手本)	H30.11.21 -11.22	商業地域	C	54.8	48.2	○	○		
10	嬉里郷 (皆前)	H30.11.26 -11.27	近隣商業地域	C	53.3	48.5	○	○		
11	嬉里郷 (三彩)	H30.11.27 -11.28	第1種低層住居専用地域	A	54.0	44.2	○	○		
12	斉藤郷 (斉藤)	H30.11.28 -11.29	第1種住居地域	B	50.6	38.3	○	○		
									全体	
	A類型		算術平均値	ア イ ウ	46	39	7 7 100	7 6 86	7 6 86	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	B類型		算術平均値	ア イ ウ	49	39	2 2 100	2 2 100	2 2 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	C類型		算術平均値	ア イ ウ	51	45	3 3 100	3 3 100	3 3 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)
	全体		算術平均値	ア イ ウ	48	41	12 12 100	12 11 92	12 11 92	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率 (%)

付表－１ 平成３０年度 環境騒音定点測定結果

(時津町)

番号	測定地点	測定期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq)		環境基準適合状況		備考
					昼間	夜間	昼間	夜間	
1	野田郷0宅	H31.01.28 -01.29	第１種低層住宅専用地域	A	48	43	○	○	
2	久留里郷岳集会所	H31.01.24 -01.25	第１種低層住宅専用地域	A	44	35	○	○	
3	左底郷伝統芸能倉庫	H31.01.23 -01.24	第１種低層住宅専用地域	A	56	48	○	○	道路地域
4	地域包括支援センター（旧シルバー人材センター）	H30.12.13 -12.14	第１種低層住宅専用地域	A	50	40	○	○	
5	日並郷三地区集会所	H31.01.22 -01.23	第１種中高層住宅専用地域	A	48	38	○	○	
6	野田ふれあい館	H31.02.19 -02.20	第１種中高層住宅専用地域	A	48	38	○	○	
7	浜田郷坊ノ前公園	H31.01.21 -01.22	第１種中高層住宅専用地域	A	45	36	○	○	
8	元村郷スカイタウン／ごみ柵№２９付近	H31.01.25 -01.26	第１種住居地域	B	50	43	○	○	
9	時津保育所	H31.01.15 -01.16	第１種住居地域	B	49	34	○	○	
10	北部リサイクルセンター	H30.12.26 -12.27	第１種住居地域	B	55	48	○	○	道路地域
11	北部コミュニティセンター	H30.12.26 -12.27	第１種住居地域	B	55	47	○	○	道路地域
12	東部コミュニティセンター	H30.12.19 -12.20	第１種住居地域	B	49	39	○	○	
13	西時津公民館	H30.12.19 -12.20	第１種住居地域	B	46	37	○	○	
14	時津町役場本庁舎	H30.12.12 -12.13	商業地域	C	59	54	○	○	道路地域
15	東部リサイクルセンター	H30.12.12 -12.13	準工業地域	C	59	49	○	○	道路地域
									全体
	A類型		算術平均値	アイウ	48	40	7 7 100	7 7 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	B類型		算術平均値	アイウ	51	41	6 6 100	6 6 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	C類型		算術平均値	アイウ	59	52	2 2 100	2 2 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）
	全体		算術平均値	アイウ	51	42	15 15 100	15 15 100	ア. 測定地点数 イ. 適合地点数 ウ. 適合率（％）

付表－２ 平成３０年度自動車騒音測定結果

(環境基準関係)

番号	測定地点の住所	路線名	舗装 種別	車線	道路中 心から の距離 (m)	地上高 さ(m)	等価騒音レベル (dB)		住居等 戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率(%)		
							昼間	夜間		昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間	昼夜
1	西彼杵郡時津町元村郷	一般国道206号	アスファルト	4	9.5	1.2	75	69	167	134	146	134	80.2	87.4	80.2
2	西彼杵郡時津町浦郷	一般国道207号	アスファルト	2	6.3	1.2	68	64	499	479	479	479	96.0	96.0	96.0

付表－３ 平成３０年度自動車騒音測定結果

(要請限度関係)

NO	市町名	測定地点	道路名	区域区分	車線数	測定年月日	騒音レベル (Leq)		要請限度超過状況	
							昼間	夜間	○適合	×超過
1	長崎市	消防団第29分団2	国道34号	b	2	H30.06.19 - 06.22	71	66	○	○
2	長崎市	中央消防署蛭茶屋出張所	国道34号	c	4	H30.06.26 - 06.29	69	64	○	○
3	長崎市	長崎市役所	国道34号	c	4	H30.08.21 - 08.24	68	61	○	○
4	長崎市	中央消防署飽の浦出張所	国道202号	c	4	H30.07.10 - 07.13	70	63	○	○
5	長崎市	長崎駅前自動車公害測定局	国道202号	c	6	H30.11.06 - 11.09	72	67	○	○
6	長崎市	TSビル	国道206号	c	5	H30.08.28 - 08.31	73	69	○	○
7	長崎市	北消防署	国道206号	c	4	H30.09.04 - 09.07	73	69	○	○
8	長崎市	中央消防署松が枝出張所	国道499号	c	6	H30.09.11 - 09.14	72	66	○	○
9	長崎市	草住市営住宅集会所	国道499号	b	4	H30.10.02 - 10.05	75	69	○	○
10	長崎市	消防団第7分団	県道昭和町馬町線	b	4	H30.10.16 - 10.19	69	62	○	○
11	長崎市	長崎市立戸町中学校	県道小ヶ倉田上線	b	2	H30.10.23 - 10.26	63	58	○	○
12	長崎市	長崎市民会館	市道出来大工町江戸町線	c	4	H30.10.30 - 11.02	68	62	○	○
13	佐世保市	西地区公民館	県道日野松浦線	b	2	H30.12.10 - 12.13	61	53	○	○
14	佐世保市	大野交番	国道498号	b	2	H30.11.05 - 11.08	64	57	○	○
15	佐世保市	日野町交番	県道日野松浦線	b	4	H30.11.12 - 11.15	64	59	○	○
16	佐世保市	市消防局春日出張所	国道204号	c	4	H30.11.05 - 11.08	67	62	○	○
17	佐世保市	大気汚染日字測定局	国道35号	c	4	H30.10.09 - 10.12	68	63	○	○
18	佐世保市	大気汚染福石測定局	国道35号	c	4	H30.10.09 - 10.12	65	60	○	○
19	佐世保市	島瀬公園	国道35号	c	6	H30.10.29 - 11.01	64	59	○	○
20	佐世保市	佐世保市役所	国道35号	c	6	H30.10.29 - 11.01	63	56	○	○
21	佐世保市	市消防局東消防署	県道平瀬佐世保線	c	2	H30.10.17 - 10.24	67	62	○	○
22	佐世保市	田原町公民館	国道204号	c	4	H30.11.05 - 11.08	71	67	○	○
23	佐世保市	俵町公民館	国道204号	c	4	H30.10.25 - 11.01	67	61	○	○
24	佐世保市	大和町木風町入口バス停	国道35号	c	4	H30.10.09 - 10.12	70	65	○	○
25	佐世保市	早岐警察署	国道35号	c	4	H30.10.17 - 10.23	69	65	○	○
26	佐世保市	大塔町卸本町入口バス停	国道35号	c	4	H30.10.17 - 10.24	74	69	○	○
27	佐世保市	JAながさき西海本店	国道204号	b	2	H30.11.27 - 11.30	69	62	○	○
28	佐世保市	小佐々町田原警察官駐在所	県道佐世保鹿町線	c	2	H30.11.20 - 11.26	65	59	○	○
29	諫早市	多良見町化屋(I宅)	国道34号	c	4	H30.11.27 - 11.30	71	66	○	○
30	諫早市	鷺崎町(S宅)	国道57号	c	4	H30.11.13 - 11.16	69	63	○	○
31	諫早市	高来町(S宅)	国道207号	b	2	H30.11.13 - 11.16	69	65	○	○

付表－３ 平成３０年度自動車騒音測定結果

(要請限度関係)

NO	市町名	測定地点	道路名	区域区分	車線数	測定年月日	騒音レベル (Leq)		要請限度超過状況	
							昼間	夜間	○適合 ×超過	
									昼間	夜間
32	諫早市	下大渡野町(Y宅)	国道34号	c	4	H30.11.19 - 11.22	70	66	○	○
33	諫早市	貝津測定局	国道34号	b	6	H30.12.12 - 12.14	74	68	○	○
34	諫早市	小豆崎測定局	国道207号	c	2	H30.12.12 - 12.14	65	58	○	○
35	諫早市	小野測定局	国道57号	b	4	H30.12.12 - 12.14	67	59	○	○
36	諫早市	山川測定局	国道34号	a	2	H30.12.12 - 12.14	59	54	○	○
37	大村市	松並1丁目(中地区住民センター)	市道乾馬場空港線	b	2	H30.11.27 - 11.30	65	58	○	○
38	大村市	玖島1丁目(大村市役所)	国道34号	b	4	H31.02.26 - 03.01	70	65	○	○
39	大村市	協和町(K店)	市道杭出津松原線	c	4	H30.10.16 - 10.19	71	64	○	○
40	大村市	桜馬場1丁目(K店)	国道34号	c	4	H30.10.16 - 10.19	67	62	○	○
41	大村市	古賀島町(市民病院横倉庫)	市道乾馬場空港線	b	4	H30.10.02 - 10.05	68	60	○	○
42	大村市	東本町(Nビル)	市道八幡町線	c	2	H31.02.19 - 02.22	66	56	○	○
43	大村市	宮小路2丁目(第9分団詰所)	国道34号	c	2	H30.11.27 - 11.30	66	60	○	○
44	大村市	池田1丁目(I宅)	県道257号大村外環状線	a	2	H30.10.02 - 10.05	65	60	○	○
45	平戸市	岩の上町猶興館高校前	国道383号	b	2	H30.12.13 - 12.14	69	61	○	○
46	松浦市	志佐町庄野免	国道40号	a	2	H30.11.06 - 11.08	66.5	60.9	○	○
47	松浦市	調川町下免	国道204号	b	2	H30.11.13 - 11.15	70.6	64.3	○	○
48	松浦市	志佐町白浜免	国道204号	b	2	H30.11.06 - 11.08	73.7	69.1	○	○
49	松浦市	志佐町浦免	国道204号	c	2	H30.11.06 - 11.08	62.9	57.9	○	○
50	松浦市	志佐町浦免	国道204号	c	2	H30.11.13 - 11.15	62.3	57.5	○	○
51	松浦市	志佐町浦免	国道204号	c	2	H30.11.13 - 11.15	65.6	59.3	○	○
52	雲仙市	千々石町戊	国道57号	c	2	H30.12.12 - 12.13	72	64	○	○
53	南島原市	西有家町長野	県道雲仙西有家線	b	2	H31.02.04 - 02.05	59	48	○	○
54	南島原市	深江町乙	県道雲仙深江線	b	2	H30.12.13 - 12.14	59	46	○	○
55	長与町	吉無田郷(青葉台)	県道長崎大橋町線	a	2	H30.11.08 - 11.09	60.4	60	○	○
56	長与町	斉藤郷(上斉藤)	国道207号	b	2	H30.11.29 - 11.30	59.2	53.1	○	○
57	時津町	時津公民館別館	国道207号	c	2	H31.01.28 - 01.29	69	63	○	○

付表－４ 平成３０年度道路交通振動測定結果

NO	市町名	測定地点	道路名	測定年月日	区域区分	車線数	振動レベル(dB)		交通量	
							昼間	夜間	昼間	夜間
1	長崎市	消防団第29分団2	国道34号	H30.06.19	1	2	44	-	142	127
2	長崎市	中央消防署蜷茶屋出張所	国道34号	H30.06.26	2	4	43	-	256	227
3	長崎市	長崎市役所	国道34号	H30.08.23	2	4	32	-	178	89
4	長崎市	中央消防署飽の浦出張所	国道202号	H30.07.12	2	4	30	-	142	132
5	長崎市	長崎駅前自動車公害測定局	国道202号	H30.11.06	2	6	55	-	312	287
6	長崎市	TSビル	国道206号	H30.08.28	2	5	18	-	339	247
7	長崎市	北消防署	国道206号	H30.09.04	2	4	36	-	250	197
8	長崎市	中央消防署松が枝出張所	国道499号	H30.09.11	2	6	32	-	197	282
9	長崎市	草住市営住宅集会所	国道499号	H30.10.02	1	4	33	-	215	228
10	長崎市	消防団第7分団	県道昭和町馬町線	H30.10.16	1	4	34	-	125	135
11	長崎市	長崎市立戸町中学校	県道小ヶ倉田上線	H30.10.23	1	2	23	-	110	118
12	長崎市	長崎市民会館	市道出来大工町江戸町線	H30.10.30	2	4	38	-	146	103
13	佐世保市	日野町交番前	県道日野松浦線	H30.11.13	1	4	39	-	286	-
14	佐世保市	大野交番前	国道498号	H30.11.06	1	2	26	-	126	-
15	佐世保市	早岐警察署前	国道35号	H30.10.18	2	4	32	-	286	-
16	佐世保市	市消防局東消防署	県道平瀬佐世保線	H30.10.18	2	2	39	-	134	-
17	佐世保市	大気汚染日宇測定局前	国道35号	H30.10.11	2	4	28	-	574	-
18	佐世保市	大気汚染福石測定局前	国道35号	H30.10.11	2	4	35	-	516	-
19	佐世保市	島瀬公園前	国道35号	H30.10.26	2	6	33	-	592	-
20	佐世保市	佐世保市役所前	国道35号	H30.10.26	2	6	31	-	464	-
21	佐世保市	田原町公民館前	国道204号	H30.11.06	2	4	35	-	364	-
22	諫早市	多良見町化屋(I宅)	国道34号	H30.11.20 - 11.21	2	4	38	30	-	-
23	諫早市	小野測定局	国道57号	H30.10.18 - 10.19	2	4	46	36	-	-
24	諫早市	小豆崎測定局	国道207号	H30.10.24 - 10.25	2	2	47	31	-	-
25	諫早市	高来町峰(S宅)	国道207号	H30.11.13 - 11.14	-	2	41	31	-	-

付表－４ 平成３０年度道路交通振動測定結果

NO	市町名	測定地点	道路名	測定年月日	区域区分	車線数	振動レベル(dB)		交通量	
							昼間	夜間	昼間	夜間
26	大村市	松並1丁目(中地区住民センター)	市道乾馬場空港線	H31.03.13	1	2	34	-	120	-
27	大村市	玖島1丁目(大村市役所)	国道34号	H31.03.11	2	4	41	-	452	-
28	大村市	桜馬場1丁目(K店)	国道34号	H31.03.11	2	4	34	-	258	-
29	大村市	東本町(ミライオン図書館付近)	市道八幡町線	H31.03.13	2	2	40	-	121	-
30	大村市	宮小路2丁目(第9分団詰所)	国道34号	H31.03.15	2	2	33	-	194	-
31	松浦市	志佐町庄野免	国道40号	H30.11.07	1	2	48.7	-	-	-
32	松浦市	調川町下免	国道204号	H30.11.13	1	2	46.3	-	-	-
33	松浦市	志佐町白浜免	国道204号	H30.11.06	2	2	53.4	-	-	-
34	松浦市	志佐町浦免	国道204号	H30.11.08	2	2	34.5	-	-	-
35	松浦市	志佐町浦免	国道204号	H30.11.15	2	2	34.2	-	-	-
36	松浦市	志佐町浦免	国道204号	H30.11.14	2	2	29.3	-	-	-

30dB未満の測定結果については参考値である。